

- ・(財)愛媛県水産振興基金は、水産業の振興対策事業、漁業操業の安全救済対策事業、漁場環境の保全対策事業を実施し、本県水産業の振興安定に寄与することを目的として、瀬戸内海沿岸の市(今治市、松山市)、今治越智地区漁協、伊予灘協議会等からの出捐を得て、昭和49年に設立された。(当法人は、海上交通安全法の施行に伴い、航路船舶等交通の輻輳する東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3海域における漁業操業の安全確保等を図るため、昭和48年に全国組織の(財)中央漁業操業安全協会が設立されるとともに、愛媛県を含む関係9都県で設立されたもので、58年に現在の名称に変更)。
- ・船舶交通の輻輳する海域における漁業操業の安全確保等の必要性は変わっていないものの、近年の低金利の下、基本財産の運用益の大幅な減少により、人件費等管理費も賄えない極めて厳しい経営状況にあり、当法人の設置目的を達成することが困難になっていたことから、管理費等の節減に向け、より効率的な組織体制を目指し、愛媛県栽培漁業基金との「統合」を図るとされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

## 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

### (1) 組織体制の見直し

- ・当法人は、事務局が事務局長1名(県OB、非常勤、無給)、プロパー職員1名(常勤)の体制であったが、17年度末にプロパー職員が退職し、県からの派遣・兼務職員、臨時職員もいないことから、18年度からは非常勤の事務局長1人で事務を行っている状況にある。

現在、業務の執行に支障が生じていないようだが、中長期的な観点から、自主的・自立的な法人経営を図るため、本県漁業の発展と漁業者の生活安定を目的とする(財)愛媛県栽培漁業基金の事務局と統合し、水産業の振興に寄与する事業を一体的に推進する体制を整える必要がある。

- ・ただし、統合に当たっては、両法人の事業内容、出捐団体の相違(栽培漁業基金…全県、水産振興基金…今治、松山エリア限定)等を踏まえ、関係者と十分な協議、検討を行っていただきたい。
- ・役員は、理事長が水産関係団体代表者が就任し、その他の役員は関係漁協の代表者が就任しているが、全て非常勤である。

### (2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、来島海峡、釣島水道の周辺海峡における現場の交通安全指導(漁協に委託)、漁業操業中における海難事故による関係者への給付金の支給、海浜清掃事業に対する一部助成、漁獲物に混入引き上げられた廃棄物を回収するゴミ袋の配付といった事業を行っており、その経費は、全額、(財)中央漁業操業安全協会からの給付金で賄っている。
- ・人件費等の管理費については、基本財産の運用益で賄っているが、近年の金利の低迷で基本財産の運用益が減少しており、不足をきたしており、これまでも栽培漁業基金事務局と事務室を一体化し、備品等の共有化など経費削減に努めているものの、当法人は、14年度以降赤字が続き、繰越金で対応している状況にある。
- ・そのため、18年度以降は、ゴミ袋の配布の取り止めなど一部事業を縮小するとともに、無給の事務局長1人体制で人件費をゼロにするなど管理費等の一層の削減を図ることとしている。
- ・当法人は、栽培漁業基金との統合を図る方向で改革を進めることとなっているが、統合までの間にも、経営の健全化に向けた取組みを可能なところから行う必要がある。基本財産の運用については、2億円を定期預金で、2.2億円を国債等で運用しているところであるが、栽培漁業基金で行っているように、安全性を担保しながらより効率的な国債での運用などを検討する必要がある。(一部外債運用を行っているが、通常より高いリスクがあることから、元本の回収が確実にできる時点で回収し、より安全な運用を図るべきである。)

また、管理費については、18年度収支予算書では、依然として事業費を上回る水準にあり、さらに交際費、雑費が44%を占めており、経営状況を踏まえ、一層のコスト削減を図る必要がある。

- ・なお、海難事故関係者への救済事業費は事故件数により増減があるものの、それ以外の事業については、数年来、事業費及び事業内容に変更がなく、経営状況が厳しい以上、成果を検証し、より効率的で効果的な事業の実施を図る必要がある。

### (3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員は13名、非常勤で無報酬であり現状を維持する計画。事務局は18年度から、非常勤で、無給の事務局長1名。
- ・「組織体制の見直し」で記載したとおり、栽培漁業基金との統合に向けた検討を行う中で、業務量等に応じた適切な職員数及び給与を検討していただきたい。

## 2 県の関与の適正化に向けた取組

### (1) 財政的関与の見直し

- ・県からの財政的支援はない。

### (2) 人的関与の見直し

- ・役員への就任、県からの派遣・兼務職員はいない。
- ・事務局長は、県OBであるが、海上交通安全法に基づく漁業操業の安全救済対策を確実に遂行するためには、本県の水産情勢や水産関係法令、関係団体等に精通した上で、漁業関係者等に対する適切な指導を行う必要があることから、県OBの必要性は認められる。

## 3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・当法人独自のホームページは設けていないが、県のホームページ上で寄附行為、役員等名簿、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画、収支予算書等を公表しており、平成18年度からは情報公開規定を制定し、情報公開制度を導入している。

## 4 総合的評価

### 【法人】

- ・基本財産の効率的な運用と経費削減に努める必要があるが、金利の大幅な上昇が期待できず、今後も厳しい経営状況が続くと見込まれることから、一層の経費削減および組織マネジメントの強化に向け、見直しの方向性である県栽培漁業基金との統合に向け取り組むこと。

### 【所管課】

- ・統合に向けた取組みに当たり、関係機関との協議、検討が円滑に進むよう指導・支援を行うこと。